

平成 25 年 9 月 29 日

## 証拠資料提出書

公平委員長 殿

請求者 三井 環

平成 14 年第 44 号大阪高等検察庁事件において、人  
事院規則 13-1 第 46 条の規定に基づき、別紙のとおり、  
証拠資料を提出します。

甲号証	標目 (作成者)	立証趣旨	原本 又は 写し の別
-----	-------------	------	----------------------

35	<p>20人の識者がみた小沢事件の真実</p> <p>鳥越太郎（作成者）</p> <p>（16頁～27頁）</p> <p>三井環（作成者）</p> <p>（30頁～44頁）</p>	<p>裏金づくりの実態</p> <p>三井環事件は検察による口封じ以外には考えられない</p> <p>検察の裏金づくりの実態</p> <p>大阪高裁は裏金づくりを認定したこと</p> <p>けもの道の実態</p> <p>過去の裏金告発の実態</p> <p>検察のリーク</p> <p>大悪人に仕立て上げる</p> <p>初めにストーリーが作られる</p> <p>ホテルグランドカーム事件では無罪判決</p>	原本
----	--	---	----

36	光武帝（渡真利忠光）	平成13年6月29日請求人三井環が、渡真利忠光に対して、200万円を貸与した事実	写し
37	裁判官 佐藤有司	請求人三井環は上記のとおり、渡真利忠光に対し、200万円を貸与したが、合計102万円しか支払がなかったため、裁判所に98万円の支払を命じる判決を求めた。その判決内容であること。	写し
38	亀谷直人（作成者）	平成23年10月6日府中刑務所で受刑中の亀谷直人から、一方的に請求人三井環の家族が居住していた神戸市中央区加納町2-13-16北野ダイヤハイツ501号の三井環宛に、ユウパックで亀谷直人の手紙が配達され	写し

		<p>た。その手紙の筆跡が読みづらいため、ワープロで請求人の妻三井厚子が作成した上、本件事件と関係ある部分を抜粋したもの。</p> <p>要は詐欺罪の亀谷直人との共謀が成立しないこと。いずれも事後報告であったのが真相であるのに、取り調べの野口副検事から、なだめすかさず、真実は共謀の事実はないのに、共謀があったとの調書が作成され、それをそのまま法廷で証言したこと。</p> <p>贈収賄事件は、渡真利が200万円を請求人三井環から融資を受けたが、金利を払う必要がないと言われたため、その金利代わりに、いわゆる私的な飲食接待をしたのが真相であること。</p>	
--	--	--	--

		<p>判決では、贈収賄事件の便宜供与として、横山和之事件が唯一の証拠として認定しているところ、亀谷直人の手紙により、真相は便宜供与と認められる事実は、全くないこと、などの事実が生々しく語られている。</p> <p>無罪となったグランドカーム事件は、判決は灰色認定したが、真相は渡真利の取り調べ担当の特捜部検事大坪弘道（村木厚子事件で犯人隠避罪により逮捕・起訴され有罪判決を受け、現在、上告中）が、渡真利の協力を得て、架空の物語を作りあげたこと。</p> <p>その作り上げた状況が実に生々しく語られている。したがって、判決は灰色無罪を認定した</p>	
--	--	---	--

		<p>が、明らかに架空の物語であることが明らかとなった。</p> <p>贈収賄事件も、職務に関する飲食接待ではなく、私的な接待であることが、亀谷直人の手紙から読み取れること。</p> <p>懲戒処分となった本件事件は、贈収賄が対象外であるため、再審の場でもないので、これ以上、詳細に述べるつもりはない。</p> <p>ただ、対象外の事件であるとはいえ、裁判所が有罪認定としているため、予断偏見を抱かれると、本件にも影響するので、あえて概略説明した次第である。</p> <p>また大坪弘道は裁判確定後、三井環事件の真相を、明らかにしたいと述べているとの情報がある</p>	
--	--	--	--

		<p>ので、その時期をみて、再審請求 をする予定である。</p>	
--	--	--------------------------------------	--

なお、不実記載等の犯罪事実は、銀行ローンを組む場合には、融資の申し込みから融資決定まで、約1週間くらいかかる。その空白期間を不実記載等の犯罪として本件は立件したものである。銀行実務の慣行として、融資の申込みの時点で、新たに購入する住所を記載するように銀行の担当者から言われたため、請求人は住民票を先に移動したものである。銀行としては、事務の簡素化をするために、先に住民票移動をしてもらうのが慣行である。

大規模な新築マンションの購入を例にとれば、一目瞭然であるが、いずれも融資申し込み時点で、先に住民票を移動するのが慣行となっている。

なぜなら、数百件におよぶ住民票の移動を先にしておけば、融資決定後に新たな住民票を取る必要が全くないため、銀行事務がスムーズに行われるのである。仮にも、現在の住民票でもって融資申し込みをしたとすると、融資決定後に新たな住民票を銀行は入手し、融資関係の関係帳簿に住所変更をしなければならない。それが数百件になると

その手間は図りしれない。そのようなことから、銀行実務として、先に住民票を移動するのが慣行である。

私の刑事裁判の弁護人数人も、銀行ローンを組む場合には先に住民票を移動していた。これは弁護士だけでなく、検事も裁判官も人事院の職員も同様だと思われる。それらの実情を職権で、調査をお願いしたい。

そうすれば、請求人の不実記載の犯行を、健全な常識に照らせば、立件する必要がないことが立証されるものと思われる。

もちろん、請求人三井環を除いて、このような事件で立件した事例は、皆無である。反対に言うと、このような事件を立件したこと事態が、裏金づくりの公表を防ぐための口封じ逮捕の何物でもない。

詐欺罪については、法律解釈上、すでに証拠として提出した京都大学名誉教授鈴木茂嗣によれば、「本件は詐欺罪は成立しない」と、認定されている。

亀谷直人の手紙によると、そもそも亀谷直人との間に共謀が成立する筈もない事実が明らかとなった。請求人三井環が亀谷直人の登録免許税の軽減をしてやるという共謀の内容であるから、渡真利の事後報告により、共謀が認定されることはない。この点からして、事実認定



上からも破綻したと言わざるを得ない。

職権乱用罪については、請求人の代理人がすでに述べているところであるが、実害発生が全くなく、前科調書を売却した事実もなく、請求人三井環が渡真利の前科調書入手したことを渡真利は全く知らないことなどからすると、このような事件を立件・逮捕・勾留・起訴することの異常さは、際立っているとよわざるを得ない。

要するに、審査対象事件（第一次事件）は、健全な常識で判断するならば、懲戒免職処分となるべき事案ではない。誰の目からみても、明らかに懲戒権の乱用だと言わざるを得ない。

第一次逮捕は、別件逮捕であって、贈収賄事件が目的であったと主張する人がいるかもしれない。

しかしながら、上記の亀谷直人の手紙によれば、請求人三井環の私的な200万円融資に対し、利息は必要ないと言われたため、その利息分の私的な接待であって、他に職務に関する接待であるとの証拠が何もないことが認められる。

判決は、亀谷直人の検面調書および証言、渡真利忠光の検面調書および証言を全面的に信用した結果、有罪認定をした。

ところが、亀谷直人の上記の手紙によれば、虚構のストーリーを

大坪弘道検事と野口副検事が作り上げ、その作り上げた虚構の事実を裁判官が信用した結果、誤判をしたものであることが亀谷直人の手紙で明らかになった。

請求人三井環は裁判を通じて、詐欺の共謀の事実はない。贈収賄事件とされているものは、職務に関する接待ではなく、便宜供与なるものはひとつも存在せず、いわゆる私的な接待であって、犯罪が成立する余地は全くないと、一貫して主張してきた。それが、亀谷直人の手紙により、裏付けられる結果となった。

今後、相手方からの証拠が開示されることになるが、その反証をしていきたい。